

役員及び評議員、評議員選任解任委員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人若狭つくし会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定及び評議員選任解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員は、定款第8条の規定に基づき無報酬とする。
- 3 評議員選任解任委員は、評議員選任解任委員会運営細則第6条第1項に基づき無報酬とする。
- 4 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬の額)

第4条 報酬は、業務の実態にあわせて支給する。

- 2 報酬は、日額4,000円、半日においては、2,000円とする。

(費用弁償)

第5条 役員、評議員、評議員選任解任委員が、理事会、評議員会、評議員選任解任委員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出務したときは、その費用を職員旅費規程に準じて出張旅費として支給することができる。

- 2 費用弁償額は、法人職員の旅費規程に準ずる。
- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として、職員給与規程に準じて通勤手当を支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 報酬等の支給日は、その年度の末日とする。

- 2 役員及び評議員の出張費は、その都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年9月28日（評議員会の議決日）から施行する。
本規程の制定に伴い、社会福祉法人若狭つくし会「役員の報酬等に関する規程」は、廃止する。